

令和7年3月

お客様各位

京都北都信用金庫

預金規定の改定について

平素より、京都北都信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
当金庫は、通知預金ならびに各種定期性預金解約時の取扱い方法の変更のため、下記の通り預金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する預金規定

- ・通知預金規定
- ・期日指定定期預金規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・自由金利型定期預金規定（大口定期）
- ・自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）
- ・変動金利定期預金規定
- ・自動継続変動金利定期預金規定
- ・定額複利預金「とくだねくんⅡ」規定
- ・定額複利預金「退職金とくだねくん」規定

2. 改定日

令和7年3月17日

3. 改定内容

通知預金規定	
新	旧
6.（預金の解約） (1) この預金口座を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に ＜削除＞ 届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。	6.（預金の解約） (1) この預金口座を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に（証書の場合は所定の受取欄に）届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
12.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手順によるものとします。	12.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手順によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u><削除></u>当金庫所定の払戻請求書に<u><削除></u>届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u>通帳は</u>当金庫所定の払戻請求書に<u>（証書の場合は、所定の受取欄に）</u>届出<u>印を</u>押印して<u><追加></u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
---	--

期日指定定期預金規定	
新	旧
6.（預金の解約、書替継続） (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<u><削除></u>に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 1 2.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u><削除></u>当金庫所定の払戻請求書に<u>届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに<削除></u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	6.（預金の解約、書替継続） (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<u>（証書の場合は所定の受取欄に）</u>届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 1 2.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u>預金証書は届出印を押印して（通帳は届出印を押印した）</u>当金庫所定の払戻請求書<u><追加></u>とともに<u>）</u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

自動継続期日指定定期預金規定	
新	旧
7.（預金の解約、書替継続） (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<u><削除></u>に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 1 3.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u><削除></u>当金庫所定の払戻請求書に<u>届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに<削除></u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務また	7.（預金の解約、書替継続） (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<u>（証書の場合は所定の受取欄に）</u>届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 1 3.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u>預金証書は届出印を押印して（通帳は届出印を押印した）</u>当金庫所定の払戻請求書<u><追加></u>とともに<u>）</u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務

は当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
--	--

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	
新	旧
6.（預金の解約、書替継続） (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<削除>に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 1 2.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手順によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、<削除>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに<削除>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	6.（預金の解約、書替継続） (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書の場合は所定の受取欄）に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 1 2.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手順によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して（通帳は届出印を押印した当金庫所定の払戻請求書<追加>とともに）直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	
新	旧
4.（単利型） B.（中間利息定期預金） (2) 中間利息定期預金の利息については、原則として通帳に記帳しないこととし、（証書の場合は、預金証書を発行しないこととし）次により取扱います。 ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、<u>当金庫所定の払戻請求書</u>に届出の印章により記名押印して提出してください。 ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<削除>に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 7.（預金の解約、書替継続） (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<削除>に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 1 3.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手順によるものとします。	4.（単利型） B.（中間利息定期預金） (2) 中間利息定期預金の利息については、原則として通帳に記帳しないこととし、（証書の場合は、預金証書を発行しないこととし）次により取扱います。 ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、<u>証書の受取欄</u>に届出の印章により記名押印して提出してください。 ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書の場合は、<u>証書の受取欄</u>）に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 7.（預金の解約、書替継続） (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書の場合は所定の受取欄）に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 1 3.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手順によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u><削除>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）</u>とともに<u><削除></u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u>預金証書は届出印を押印して（通帳は届出印を押印した）</u>当金庫所定の払戻請求書<u><追加></u>とともに<u>）</u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
---	--

自由金利型定期預金規定（大口定期）	
新	旧
5.（預金の解約、書替継続） (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<u><削除></u>に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 1 1.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u><削除>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）</u>とともに<u><削除></u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	5.（預金の解約、書替継続） (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<u>（証書の場合は所定の受取欄）</u>に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 1 1.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u>預金証書は届出印を押印して（通帳は届出印を押印した）</u>当金庫所定の払戻請求書<u><追加></u>とともに<u>）</u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）	
新	旧
6.（預金の解約、書替継続） (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<u><削除></u>に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 1 2.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ<u><削除>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）</u>とともに<u><削除></u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	6.（預金の解約、書替継続） (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<u>（証書の場合は所定の受取欄）</u>に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 1 2.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u>預金証書は届出印を押印して（通帳は届出印を押印した）</u>当金庫所定の払戻請求書<u><追加></u>とともに<u>）</u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

に当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	に)直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
--	--

変動金利定期預金規定	
新	旧
7. (預金の解約、書替継続) (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<削除>に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。 1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、<削除>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに<削除>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	7. (預金の解約、書替継続) (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書(証書の場合は所定の受取欄)に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。 1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して(通帳は届出印を押印した)当金庫所定の払戻請求書<追加>とともに)直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

自動継続変動金利定期預金規定	
新	旧
7. (預金の解約、書替継続) (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書<削除>に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。 1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、<削除>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに<削除>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	7. (預金の解約、書替継続) (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書(証書の場合は所定の受取欄)に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。 1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して(通帳は届出印を押印した)当金庫所定の払戻請求書<追加>とともに)直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

定額複利預金「とくだねくんⅡ」規定	
新	旧
7. (預金の解約、書替継続) (2) この預金を解約または書替継続するときは、<u><削除></u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により<u><削除></u>記名押印して<u>証書 (通帳)</u>とともに<u><削除></u>提出してください。 1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記 (1) により相殺する場合には、次の手順によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、<u><削除></u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して<u>証書 (通帳)</u>とともに<u><削除></u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	7. (預金の解約、書替継続) (2) この預金を解約または書替継続するときは、<u>証書裏面の受取欄に届出の印章により、記名押印して当店に提出してください。なお、通帳式の場合は、</u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、<u>記名押印して通帳</u>とともに<u>当店に</u>提出してください。 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記 (1) により相殺する場合には、次の手順によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、<u>預金証書は届出印を押印して (通帳は届出印を押印した</u>当金庫所定の払戻請求書<u><追加></u>とともに<u>)</u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

定額複利預金「退職金とくだねくん」規定	
新	旧
7. (預金の解約、書替継続) (2) この預金を解約または書替継続するときは、<u><削除></u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により<u><削除></u>記名押印して<u>証書 (通帳)</u>とともに<u><削除></u>提出してください。 1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記 (1) により相殺する場合には、次の手順によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、<u><削除></u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して<u>証書 (通帳)</u>とともに<u><削除></u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	7. (預金の解約、書替継続) (2) この預金を解約または書替継続するときは、<u>証書裏面の受取欄に届出の印章により、記名押印して当店に提出してください。なお、通帳式の場合は、</u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、<u>記名押印して通帳</u>とともに<u>当店に</u>提出してください。 1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記 (1) により相殺する場合には、次の手順によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、<u>預金証書は届出印を押印して (通帳は届出印を押印した</u>当金庫所定の払戻請求書<u><追加></u>とともに<u>)</u>直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

以上